

# 投票・投票所における配慮

## ■選挙公報

### ○広報誌「白バラさかい」の宅配

選挙人（約 68 万人）へ郵送

#### 「白バラ」の由来（明るい選挙のシンボル）

「いつまでも変わらない」「私はあなたにいちばんふさわしい」という花言葉を持った白バラ。白バラがいつ頃からシンボルとして使用されたか明らかではありませんが、記録によりますと、明治時代に普通選挙の実現のために運動していた人達が胸に白バラを付けて奮闘していたそうです。

その後、昭和 30 年に開催された普通選挙 30 周年、婦人参政 10 周年記念式典のシンボルとして使用されて以来、各地で候補者に白バラを贈ったり、明るい選挙の象徴として用いられるようになりました。白バラのもつ清楚な感じが、明るい選挙の目標のひとつである“清潔さ”を象徴するものとして、現在では広く一般的に使われています。



### ○点字版・テープによる選挙公報

視覚に障害のある方を対象に、選挙公報（候補者の政見等が記載されたもの）の点字版、又は選挙公報の朗読テープを希望者へ送付

点字版の選挙公報は、約 100 部送付

#### 全文点訳の選挙公報・朗読テープについて

全文点訳の選挙公報は、公職選挙法や地方自治法に発行の規定がないなどから国において公認されていない。

全国的に、点字版の選挙のお知らせは、民間の点字出版施設が自ら出版している機関紙等の号外として発行し、それを選挙管理委員会が買い上げている。

また、朗読テープについても、公報制作を地域のボランティアに委託している例もある。堺市においても、堺市視覚障害者福祉協会の『堺視協だより』号外に選挙のお知らせを掲載し、朗読テープについても、堺市視覚障害者福祉協会に作成を委託し、希望者に郵送している。

平成 22 年度に開催された総務省主催の「障がい者に係る投票環境向上に関する検討会」において、点字及び音声による選挙情報の提供について、検討がされているところ。

### ○選挙ポスター、市ホームページによる選挙情報の周知

\* インターネットによる選挙運動は、平成 25 年 5 月の公職選挙法改正により可能

# ■期日前投票・不在者投票

仕事やレジャーなどで投票日に投票ができない方は、期日前投票・不在者投票が可能

日時は、公示・告示の翌日から投票日の前日までの、午前8時30分から午後8時  
土曜日・日曜日・祝日も可能

期日前投票・不在者投票を行うには、投票日に投票できない一定の事由があること  
について「宣誓書・請求書」の記載・提出が必要。（公職選挙法施行令第49条の8）

（期日前投票宣誓書）

	請求 フリガナ	平成 年 月 日	
	氏名	生 年 月 日	
		明大 昭	年 月 日
	住所	堺市 区	
該当する事由の記号に○をつけてください。			
種 類	事由	A 仕事・学業・地域行事の役員・冠婚葬祭・その他( )に従事	
		B A以外の用事等のため、ア、他の市町村イ、堺市内( )に外出・旅行・滞在	
		C 疾病、負傷、出産、身体の障害等のため歩行困難	
		D 住所移転のため、他の市町村に居住	
照 合			
小選挙区 比例代表 国民審査			

**期 日 前 投 票 宣 誓 書**

私は、平成 年 月 日執行の衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の当日、右記の事由に該当する見込みです。右記の記載が真実に相違ないことを宣誓します。

本枠内を記入してください

（不在者投票宣誓書・請求書）

### 不在者投票宣誓書・請求書

私は、平成 年 月 日執行の 選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。以下の記載が真実に相違ないことを宣誓し、あわせて不在者投票用紙等を請求します。

平成 年 月 日	氏名	生年月日	届出 次正 住所 平成	年 月 日生
現 住 所	通 信 先 電話番号			
選挙人名簿に記載されている住所 (国政選挙の場合は別荘等を含む)				
選 村 先				

次のAからDのいずれかに○を付して下さい。

A	1号事由	【ア・仕事 イ・学業 ウ・地域行事の役員 エ・本人又は親族の冠婚葬祭 オ、その他( ) ※ アからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。】
B	2号事由	A以外の用事又は事故のため、 【ア・他の市町村イ、他の市町村( ) ※ ア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。】
C	3号事由	【ア、疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ、監禁等に収容 ※ ア又はイのいずれかに○を付して下さい。】
D	4号事由	住所移転のため、他の市町村に居住

（これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。）

選挙区	名簿登録番号	事由	請求の方法
		1・2・3・5	直接・郵便等 本人・代理
交付の有無	交付の方法	交付の日	請求書 印
有・無	直接・郵便	月 日	有・無
選挙の種類	投票の日又は投票用紙 の交付・送付を受けた日	開 票 時 刻	立 会 人 氏 名
	月 日	午前・後 時 分	
	月 日	午前・後 時 分	
備考			

## ○期日前並びに不在者投票の方法

### 1. 期日前投票所（名簿に登録されている区役所）での期日前投票

期日前投票は、所定の期日前投票所（各区役所）で実施

### 2. 他の市区町村での不在者投票

出張などで投票日まで他の市区町村に滞在する場合は、堺市の区選挙管理委員会へ投票用紙等を請求し、滞在先の選挙管理委員会で投票可能

### 3. 指定病院等での不在者投票

不在者投票ができる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどに入院（所）中の人は、その施設で不在者投票が可能

市内の指定病院等の状況（おおよそ 40 床以上 大阪府が指定） 単位：ヶ所

病院	老人ホーム	身体障害者支援施設
61	70	2

\* 病院には、市内精神科病院（浅香山・三国丘・阪南・金岡中央・美原病院）含む。

\* 身体障害者支援施設とは、じょぶライフだいせん・堺福泉療護園

### 4. 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちで、次の要件に該当する人は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることが可能

種別	障害の内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能障害	1 級もしくは 2 級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1 級もしくは 3 級
	免疫・肝臓	1 級から 3 級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症から第 2 項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症から第 3 項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

\* 「郵便等による不在者投票」で投票をおこなうには、郵便等投票証明書が必要

\* 選挙ごとに異なるが、郵便による投票は、おおよそ 700~800 人

## 郵便等投票証明書の交付申請について

- 該当要件の手帳等（身体障害者手帳  
・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証）  
を持って、区選挙管理委員会へ申請が必要
- 代理の方でも交付申請は可能だが、本人  
（選挙人）の署名が必要となる場合がある。
- 郵便等投票証明書は選挙のたびに必要

郵便等投票証明書 交付申請書			
公職選挙法施行令第59条の3の規程により、郵便等投票証明書の交付を受けた いので必要書類を添えて申請します。			
申請年月日 平成 年 月 日			
申請者氏名			
(申請者氏名は、必ず本人が書いてください。)			
なお申請される場合はつぎの書類を必ず添付してください。			
● あなたが郵便等による不在者投票がおこなうことができる 対象であることを示す書面（身体障害者手帳または 介護保険の被保険者証 等のコピー）			
選挙人名簿に記載されている住所 (住民登録されている住所)	〒	—	
現住所 (投票用紙等の送付を希望される住所)	〒	—	
(上と同様場合は同上とご記入ください。)			
生年月日	明治・大正・昭和	年	月 日
電話番号	072—	—	
<b>一 備考</b> 1. の欄についてご記入ください。 2. 申請者氏名欄の氏名は、必ず本人が書いてください。 3. 投票用紙等は現住所に郵送されるので、明確に記載してください。			
堺市 北区選挙管理委員会 委員長 北野 勇夫 様			
区選挙管理委員会 使用欄	投票区	古簿番号	処理番号
	性別	証明書 番号	交付日 年 月 日

## ○郵便等による不在者投票における代理記載制度

「郵便等による不在者投票をすることができる選挙人」のうち、さらに次の要件にも該当する方は、あらかじめ区選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する人）に、指示する候補者名等を代理記載、投票をすることができる。

郵便等による不在者投票をすることができる要件

種別	障害の内容	等級等
身体障害者手帳	上肢 または 視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢 または 視覚	特別項症から第2項症

○代理記載の方法による投票をおこなうには、選挙管理委員会に事前の申請・届出等の手続きが必要

○不在者投票宣誓書（兼請求書）のファックス・電子メール及び電話等による請求は、公職選挙法施行令において、「直接」または「郵便等」（「等」とは一般信書便事業等による信書便）のみため、不可

請求書	
【代理記載制度対象者用】 公職選挙法第49条第2項の規程により、平成 年 月 日執行の選挙において、次の現在する場所で郵便等による不在者投票を行いたいため、同法施行令第9条の4第2項の規程により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。 請求年月日 平成 年 月 日	
氏名 (選挙人氏名)	
選挙人名簿に記載されている住所 (住民登録されている住所)	〒 - 市
現在する場所 (投票用紙等の送付を希望される住所) (上と同じ場合は同上とご記入ください。)	〒 -
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
電話番号	072- -
代理記載人となるべき者の氏名	
なお請求される場合は「郵便等投票証明書」を必ず添付してください。	
<p>一 備考 一</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. の欄についてご記入ください。</li> <li>2. 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書いてください。</li> <li>3. 投票用紙は現在する場所に郵送されるので、明確に記載してください。</li> <li>4. 郵便等投票証明書を必ず添付してください。</li> </ol>	
堺市北区選挙管理委員会 委員長 北野 勇夫 様	

## ○在外選挙制度

外国にお住まいの方に国政選挙に参加するための制度。対象となる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の選挙。あらかじめ在外選挙人名簿登録が必要

### 在外選挙人登録申請

#### 【登録資格】

日本国籍をもつ年齢満 20 歳以上の方で、同一の領事館（日本国大使又は領事館）が管轄する区域内に引き続き 3 ヶ月以上お住まいの方。※申請時に 3 カ月以上住所を有している必要なし

#### 【申請の方法】

申請者本人または申請者の同居家族等が、直接お住まいの住所を管轄する大使館や総領事館の窓口に申請

#### 【投票の方法】

##### 1. 在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法

##### 2. 郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法

##### 3. 日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して国内の投票方法〈1〉投票所における投票、〈2〉期日前投票、〈3〉不在者投票）を利用して投票可

## ■投票所における配慮（投票日当日）

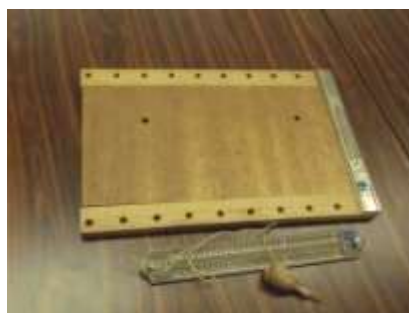
### ○ルビ付表示物

投票所入口の注意書き「投票所に来られた方へ」

### ○点字版

候補者名簿・・・各投票所に設置

点字器・・・・・・各投票所に設置



### ○車いす

各投票所に設置

### ○スロープ

	スロープ有り	スロープ無し	バリアフリー	不明
投票所	93	25	12	4
134ヶ所	(69.40%)	(18.66%)	(8.96%)	(2.99%)

### ○拡大鏡（ルーペ）

各投票所に設置（参議院議員選挙の候補者が多いとき）



### ○文鎮

投票用紙に記載する際に、滑り止め防止を必要とする希望の投票所に配布（10数個）

### ○同伴者等の入場

選挙人の小さな子どもや、選挙人を常時介護している補助者・介護者は同伴して投票所に入場可能。

補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）も投票所に入場可能

## ○点字投票

点字投票である旨の表示した投票用紙を使用し、投票所に用意している点字器を用いて投票可能

なお、期日前投票や不在者投票（郵便等による不在者投票を除く。）も可能

【実績】

平成 25 年 7 月参議院選挙 54 票 、9 月市長選挙 55 票

## ○代理投票

身体の故障その他の事由により自ら投票用紙の氏名等を記載できない方は、申し出により、投票所の係員が選挙人の投票を補助や代筆する代理投票が可能

なお、期日前投票や不在者投票（郵便等による不在者投票を除く。）も可能

## ○手話通訳

投票日当日に手話通訳による説明を希望する場合、事前に堺市選挙管理委員会を申し出あった方へ、該当する投票所へ手話通訳者を派遣する。

## ○意思表示が困難な方の投票方法

意思表示が困難であることをもって、家族の方などが本人に代わって投票することは不可。あくまでも本人の意思により、本人が行う。

## ○転倒等の事故が発生した場合の対応

雨等により、投票所やその周辺で転倒等の事故があった場合、投票所における対応として、119 番通報による救急車の要請や、家族等への連絡等を行い、区選挙管理委員会において、搬送先の医療機関やけが人の自宅訪問などを行うなど、緊急時の役割を明確にし、混乱を避けながら再発防止策を講じる。



# 投票所等で転倒等の事故が発生した場合の対応について

